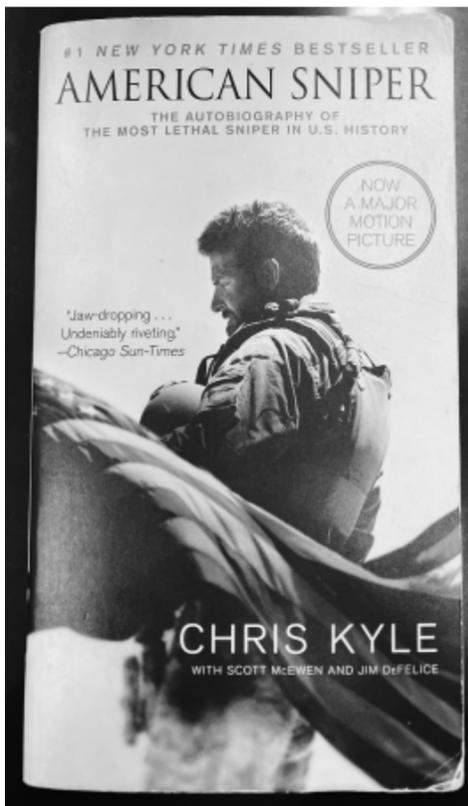


史上最強の狙撃手

教官部員の近藤です。今 いただきます。回は私が学生時代に出会った1つのドキュメンタリー映画について記載させてい



いたアメリカで英雄と称された、海軍所属の「史上最強の狙撃手」クリストファー・スコット・カイル(通称・クリス・カイル)の伝記映画です。誤解無き様に申し上げます。強固にして戦争には反対です。ここで述べさせて頂きたかったのは、大きな葛藤と苦しみを抱えながら、彼が戦争に立ち向かい、自分の心も闘い、最後には退役後に勤めていた兵隊養成学校にPTSDに苛まれた生徒の銃乱射事件に巻き込まれ亡くなった、彼の「誰かの為に生きる利他的な人生」についてです。繰り返しますが、彼は「史上最強の狙撃手」と謳われた英雄です。能力も凄まじく、彼の射程可能距離は4kmにも及びます。その能力からして、挙げた功績はアメリカ国内では偉大なものとして称えられておりました

が、そうして称えられるほど、彼の心の苦しき葛藤が大きくなり、一人の男、一人の父親という自分のアイデンティティをも失って行くことになりました。また幼稚園児ぐらいの女の子が戦場において、そのような子供たちとも闘うことに苛まれる日々の連続であったとされています。

誰一人戦争を好む人はおらず、誰もが大きな葛藤を抱え大きな苦しみを味わい「自分以外の誰かの為に」という利他的精神で闘って

いるのだと思いますが、クリス・カイルもその偉大な利他的精神が称えられたという意味で、私は英雄であると思っています。

こくみん共済
coop

「港湾を兵站基地にするな!」 「港湾労働者と戦争を考える」

第1回目寄稿にあたって



最悪にも戦争が起きた場合、我々はどうすべきか。様々な意見や世論が存在していることについて承知しているつもりだが、私は、万が一日本で他国からの侵略を受けた場合、真っ先に『白旗』を挙げ無条件に『降伏』するべき

最悪にも戦争が起きた場合、我々はどうすべきか。様々な意見や世論が存在していることについて承知しているつもりだが、私は、万が一日本で他国からの侵略を受けた場合、真っ先に『白旗』を挙げ無条件に『降伏』するべき

港湾の兵站基地NO!

全国港湾の仲間の皆様のご意見もつかっていききたい。

これまで、雇用と職域(第3章)、賃金(第4章)、労働時間(第5章)、休日・休暇(第6章)、作業体制(第7章)と、産別労使が一人一人の港湾労働者の労働条件をどのように保障し、規定しているのかについて読み進めてきました。

今回は、第8章「革新船に関する作業基準」で

港湾産別協定③

第8章「革新船に関する作業基準」

占しようとし、元請け・専業主業者の排除の動きが生まれ、雇用機会の減少が問題になります。こうした変化を受けて、神戸港の労働者が雇用問題を掲げて決起し、事前協議の確立への道を切り開いたことは、KCT闘争として紹介してきました。これを前置きにして、第2章 作業の実施に当たっては、基本協定を地区労使(港単位)で確認のうえ、各ターミナル毎の作業基準に基づく定数を策定する。ただし、地区協議においては著しく意見の相異が生じ、定数策定が困難な事態が生じた場合、中央労使間において協議するものとする。

協定そのものは、シンプルです。コンテナ船の作業について中央労使が「作業基準委員会」を設置し、委員会に対して「作業基準の整理を諮問」します。その委員会の答申(諮問)に対する回答が、第12章1項に明記されており、これを中央労使が確認して「産別協定」になりました。「あれは答申に過ぎない」とする暴論が一部ありますが、読んでいただければ明瞭で、答申を中央労使が確認したわけですから間違いなく「産別協定」だと思います。そして、作業現場は地区(港)ですから、地区において産別協定を最低基準として作業基準の協定を策定して実施すると押さえています。

次は、コンテナ船作業基準の内容を読んでいきます。

これまでの在来船荷役がコンテナ船に代わることで、港湾は激変します。沖荷役・はしけ運送は激減し、ターミナルもガントリークレーン・テナーはじめ大型機械荷役が登場し、港湾労働者も重労働から高度な操作技術が必要となるようになります。このことで、船社がコンテナ船運営を独

ます。産別協定集のP28に掲載していますので、関心のある方は読んでみてください。特徴的な確認事項を拾って紹介していきます。

前文に、現地調査・専門家からの聞き取りも進め、考え方を整理したと記しています。基本的考え方、①専門技術的な立場、雇用安定と安全衛生を確保する立から検討し、②コンテナ専用埠頭を対象に標準的な適正人員配置を策定したとして、①5・30協定の主旨(雇用安定と港運秩序)、②安全確保と労働強化の抑制、③交代制・シフト制、④コンテナ取扱個数は時間28本、⑤ヤード内の機械・車輛の速度は時速20km以内として、これを前提に、作業基準を運用するうえでの基礎要件、標準作業定数と策定されています。

象徴的な基準が「ガントリークレーン・ストラルドキャリア・トランステナーは1基2名配置、2時間交代」です。この規定は、誰でもご存知のことと思いますが、当時は、この考え方に着目して、たとえ聞かされても、R.T.G遠隔操作導入が課題となっていましたので、次回から、もう少し内容を深めて照会していきます。